

令和 6 年度

特定教育・保育施設等指導監査実施計画

1. 基本方針

子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設等の確認基準、特定教育・保育等の提供、施設・事業所の運営に関する基準及び施設型給付費等の請求に関する事項について、周知徹底及び過誤・不正の防止を図るための指導等を実施することにより、特定教育・保育等の質の確保及び施設型給付費等の支給の適性化を図ることを目的とする。

2. 対象施設・事業者

(1) 特定教育・保育施設

- ① 認定こども園（幼保連携型、地方裁量型）
- ② 保育所
- ③ 幼稚園

(2) 特定地域型保育事業者

- ① 家庭的保育事業
- ② 小規模保育事業

3. 指導形態

(1) 集団指導

各種基準の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認められる場合、その内容に応じ、特定教育・保育施設等の設置者・事業者を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

実地指導は、対象となる施設・事業所において、設置者・事業者及び施設長と面談し、関係書類等を確認する方法により行う。

実地指導は、全ての特定教育・保育施設等を対象に、原則として3年に1回

実施するため、特定教育・保育施設等の種類、運営主体及び過去の指導内容等を考慮し、対象を選定する。

4. 実地指導の重点項目

昨年度に実施した集団指導及び指導内容を踏まえ、次の内容について今年度の重点指導項目とする。

(1) 運営規程の策定状況の確認

運営規程（施設・事業所の運営についての重要事項に関する規程）の策定状況を確認するとともに、その内容に不備がないかを確認する。

(2) 重要事項説明書の策定・掲示状況の確認

重要事項説明書（運営規程等の概要を記した文書）について、特定教育・保育等の提供の開始に際し、あらかじめ保護者に交付し、説明を行ったうえで同意を得ているかどうかを確認する。

また、重要事項が施設・事業所の見やすい場所に掲示されているか、内容に不備や不足が無いかどうかを確認する。

(3) 苦情解決に係る対応状況

利用者からの苦情の適切な解決に向けた基本的な対応が図られているか、次に掲げる事項について確認する。

- ① 苦情を受け付けるための窓口を設置しているか。
- ② 苦情を受け付けた際は、その内容や経過について記録を残しているか。

(4) 事故発生の防止及び発生時の対応

事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる事項を確認する。

- ① 事故発生防止のための指針やマニュアル等を整備しているか。
- ② 事故発生防止のための委員会を設置し、定期的を開催しているか。
- ③ 事故発生防止のための研修を定期的を開催しているか。
- ④ 重大事故発生時の連絡体制が整っているか。
- ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しているか。

5. 令和6年度実地指導実施数（予定）

対象施設・事業者	令和6年度			令和5年度	
	対象数	計画数	対象数の増減	対象数	実施数
特定教育・保育施設	117	41	3	114	40
認定こども園	11	4	0	11	3
保育所（本園と分園併せて1カウント）	98	33	1	97	36
幼稚園	8	4	2	6	1
特定地域型保育事業者	36	14	1	35	6
家庭的保育事業	3	0	0	3	0
小規模保育事業	33	10	1	32	6
合計	153	51	4	149	46

※ 対象数は、4月1日現在